

令和4年度 第1回江別市成年後見制度利用促進協議会議事録（要点筆記）

日 時	令和4年7月19日（水） 午前10時00分～午前11時45分
場 所	江別市民会館 2階 21号
出席委員	林 恭裕、小泉 純、大桃 涼輔、菅 しおり、森田 弘之、久保 礼子、鹿島 聡美（7名）
欠席委員	なし
事務局	健康福祉部長 白崎 敬浩、健康福祉部次長 四條 省人、障がい福祉課長 三浦 洋、介護保険課長 浦田 和秀、地域支援事業担当参事 山崎 由起子、障がい福祉係長 飯塚 修義、高齢福祉係長 高松 裕貴子、地域支援事業担当主査 丸山 曜介、高齢福祉係主任 廣島 敦（9名）
受任者	江別市成年後見支援センター長 中川 雅志、同センター次長 挽地 貴司、主任相談支援員 掘込 岳満、相談支援員 平塚 巧也、成田 茉樹（5名）
オブザーバー	札幌家庭裁判所主任書記官 市川 知美、同書記官 笠木 恵介
傍聴者	1名
議 事	<p>(1) 報告事項</p> <p>ア 令和3年度後見実施機関の運営状況について 【資料1】</p> <p>イ 令和3年度後見実施機関の受任状況について . . . 【資料2】</p> <p>ウ 江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営方針について 【資料3】</p> <p>エ 江別市成年後見支援センター事業実施要綱の改正について . 【資料4】</p> <p>オ 江別市成年後見支援センター受任調整会議設置要綱の改正について【資料5】</p> <p>カ 江別市成年後見制度地域連携ネットワーク協議会設置要綱の制定について 【資料6】</p> <p>(2) 協議事項</p> <p>ア 令和4年度中核機関（江別市成年後見支援センター）運営業務等事業計画書（案）について 【資料7】</p>

議事概要

【1 開会】

○浦田介護保険課長

ただいまから、令和4年度第1回江別市成年後見制度利用促進協議会を開会いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

また、この度は当協議会の設置にあたり、委員の就任をご快諾いただき、お礼申し上げます。

本来であれば、委員の皆様にご場委嘱状を交付させていただくところですが、4月の委嘱から本日の開催まで日が空きますことから、大変恐縮ですが事前に郵送にて対応させていただきました。

それでは初めに、本協議会の開催にあたり健康福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

【2 健康福祉部長挨拶】

○白崎健康福祉部長

おはようございます。

本日は大変お忙しい中、各委員の皆様の出席をいただき、改めてお礼申し上げます。また、オブザーバーとして札幌家庭裁判所から市川主任書記官、笠木書記官の2名にお越しいただいております。改めましてお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者数が、先週あたりからまた少し増えてきており、依然として予断を許さない状況にあり、今後におきましても感染対策が求められているところです。

さて、本市の高齢化率は、令和4年7月1日現在では31.7%であり、特に75歳以上の人口、いわゆる後期高齢者人口ですとこの増加が顕著でございます。市の高齢者総合計画において、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる令和7年度以降には、65歳以上人口の55.9%を占める見通しとなっております。

高齢化が進む一方で、本市の高齢者総合計画策定にかかわる市民アンケート結果によりますと、65歳以上の高齢者において、9割以上の方が可能な限り自宅で生活を続けたいと回答されております。

本市では、介護が必要な状態になっても、住み慣れた環境で自分らしい生活を人生の最期まで送り続けることができるよう、介護と医療の連携強化や、認知症施策の推進、多様なニーズに対応できる介護サービスの提供体制の整備など、包括的な支援体制作りを進めていきたいと考えているところでございます。

その支援体制の一つとして、本年4月には、江別市社会福祉協議会への委託により成年後見制度の中核機関の運営がスタートしております。これにより、昨年度策定いたしました江別市成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の推進体制が整ったところでございます。

この中核機関は、制度の普及啓発や相談支援、受任者調整など、これまでの取組の拡充を図るほか、地域連携ネットワークの構築や親族後見人等の支援など、新たな取組についても進めていくこととなります。中核機関はスタートしたばかりではありますが、今後、試行錯誤や検証・改善を進めながら、市と社会福祉協議会とで連携し、一つ一つ進めて充実を図ってきたいと考えております。

また、この中核機関の設置にあわせまして、市の基本計画の進捗管理や中核機関の事業の評価・監督等のため、今回の成年後見制度利用促進協議会を改めて組織し、本日が最初の会議となります。今後色々な形でご協議いただきますが、委員の皆様におかれましては、本市における成年後見制度利用促進に向けた施策の取組や体制整備について、忌憚のないご意見・ご助言をいただきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上、簡単ではありますが、私からの挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

【3 各委員紹介】

○浦田介護保険課長

次に、委員の皆様をご紹介します。

お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、委員の皆様から一言ご挨拶をお願いいたします。

(委員紹介)

以上7名の方々が、本協議会委員の皆様です。

続いて、事務局職員を紹介いたします。

(事務局職員紹介)

本日の事務局職員の出席は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、江別市成年後見支援センターの職員を紹介いたします。

(受任者紹介)

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○浦田介護保険課長

なお、本日はオブザーバーとして札幌家庭裁判所主任書記官 市川知美様、裁判所書記官 笠木恵介様にご出席いただいております。順に自己紹介をお願いいたします。

○市川主任書記官（オブザーバー）

札幌家庭裁判所後見・財産管理センターの主任書記官をしております市川と申します。

日頃から大変お世話になっております。本日はお声掛けいただき、ありがとうございます。

ご存じのとおり、本年3月に国の第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、スタートしております。

第一期計画において、江別市で中核機関が設置されたと伺っております。第二期計画では、地域連携ネットワークの中で福祉行政と司法がそれぞれの立場で担う機能や、地域連携ネットワークの機能強化に向けた視点、取組が整理されているほか、これらの取組を進めるにあたり、関係機関における相互理解を図ることが求められております。

札幌家庭裁判所としましても、地域の福祉行政の各機関と家庭裁判所がお互いの立場、役割について相互理解し、連携を図っていくことが重要と認識しております。

本日は、江別市における運営状況等をお聞かせいただける貴重な機会と認識しておりますので、色々お聞きできればと思っております。また、家庭裁判所からも何か情報提供ができることがありましたら提供できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○笠木書記官（オブザーバー）

札幌家庭裁判所後見・財産管理センターの笠木と申します。

札幌家庭裁判所においても今年度4月から、成年後見に関わる各市町村の窓口として担当を決めさせていただいております。

私が、江別市の担当になりますので、何か相談等ございましたら気兼ねなくご連絡いただければと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

○浦田介護保険課長

本日最後に、本協議会に関する感想やご意見等ございましたらお話しいただければと思います。また、議事の途中で何かご質問等ございましたら、都度、お声掛けいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、本会議の設置目的についてご説明いたします。

本会議は、中核機関の円滑かつ適正な運用を図るため、委員の皆様から専門的な意見をご提示いただく場でございます。

中核機関の運営等について、各委員の立場からご助言いただきますようお願いいたします。

また、本会議の議事録であります。各審議会などの議事録は市のホームページ上で公開することとなり、本会議の議事録においても同様の取り扱いとなります。

議事録は発言の趣旨を保ったうえで事務局にて要約し、その後確認のため皆様に送付させていただきます。必要に応じて修正した後に公開いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

続いて、本会議の成立についてご報告いたします。

江別市成年後見制度利用促進協議会の組織及び運営に関する要綱の規定により、委員の半数以上の出席がございますので、会議が成立していることを報告いたします。

続いて本日の資料を確認いたします。

資料については、事前にお送りしている次第及び資料1から資料7のほか、本日は、机上に追加資料として資料5-2と座席表を配布させていただいております。不足等のある方は、事務局までお申し出ください。

また、議事に入る前に皆様へお願いがございます。本日の会議で発言を希望される委員におかれましては、事前に挙手いただき、挙手いただいた委員のもとに職員がマイクをお持ちいたしますので、それからご発言いただきますようお願い申し上げます。

以降、次第に従い議事に入りますが、まず、次第4「会長の選出」を行います。会長が選出されるまで、健康福祉部長が仮議長となって進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○白崎健康福祉部長

それでは、仮議長として次第4「会長の選出」について進行させていただきます。

会長の選出につきましては、江別市成年後見制度利用促進協議会の組織及び運営に関する要

綱第5条第1項により、「委員の互選」となっております。

委員の皆様から推薦などご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

○大桃委員

令和4年3月まで後見実施機関運営協議会の会長を長らく務め、会の運営を円滑に進められた林委員を推薦いたします。

○白崎健康福祉部長

ありがとうございます。

今ほど大桃委員からご提案として、林委員が会長に適任という発言をいただきました。

他、委員の皆様からご発言ございませんか。

(意見なし)

○白崎健康福祉部長

林委員、ご承諾いただけますでしょうか。

(林委員承諾)

○白崎健康福祉部長

ありがとうございます。

それでは要綱に基づき、林委員を会長とすることに決定いたしました。

林委員には会長席に移動していただいたうえで、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○林会長

今期は、中核機関が発足して軌道に乗る大事な期間だと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。それではよろしくお願いします。

○白崎健康福祉部長

ありがとうございます。

会長が就任いたしましたので、次第4「職務代理者の指名」以降については要綱に従い、会長をお願いしたいと思います。

○林会長

それでは、次第4「職務代理者の指名」について要綱第5条第3項に基づき、会長の私から指名させていただきます。

職務代理者として小泉委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(小泉委員承諾)

○林会長

議事に入る前に、本日は傍聴希望がございますので、江別市情報公開条例第18条に基づき、会長として許可いたします。傍聴者を会場に案内してください。

(傍聴希望者案内)

○林会長

それでは議事に入ります。

報告事項ア「令和3年度後見実施機関の運営状況について」事務局から報告をお願いいたします。

○高松高齢福祉係長

資料1「令和3年度の後見実施機関運営状況」についてご説明させていただきます。

運営状況の主な項目について、平成30年度から令和3年度までの4カ年を比較しております。

「1. 相談等の状況」「(1)相談件数」ですが、令和2年度の731件と比較し、令和3年度は25%増の914件となっております。月当たりで換算しますと、令和2年度は月平均約61件、令和3年度は約76件となり、比較すると月15件ほど増加しております。

増加の理由につきましては、令和2年度は医療機関や福祉関係者は新型コロナウイルスに係る対応に追われ、成年後見に関する相談件数が減少したものの、感染防止対策が徹底されるようになり、状況が少し落ち着いてきた令和3年度に入り、相談件数が回復してきたのではないかと推測しております。

「(2)相談件数（新規のみ）」は、(1)相談件数のうち、新しく相談を受けた件数のみを計上したもので、令和3年度は276件と過去4年間で最も多く、今後、地域連携ネットワークを活用し、成年後見制度の周知啓発を図ることで制度が広く普及するとともに、この件数は年々増えていくのではないかと見込んでおります。

続いて、「2. 支援等の状況」「(1)申立ての状況」についてですが、これは成年後見支援センターが申立て支援に携わった件数となります。令和3年度は後見15件、保佐10件、補助2件、計27件の申立て支援に至っているところです。令和2年度の15件と比較すると、倍近く増加しており、多くの方を制度利用に繋げられているものと認識しております。

「(2)活動状況」ですが、これは主に江別市社会福祉協議会が法人受任した案件について活動した延べ件数となります。

成年後見支援センター職員の活動件数は、令和3年度624件と、令和2年度と比較すると100件程度減少しておりますが、これについては、被後見人等の施設入所が関係していると考えられます。施設入所にあたっては、施設との契約を始め様々な手続が必要となりますが、令和3年度は江別市社会福祉協議会が受任するケースにおいて施設入所される方がいらっしやなかったことから、契約手続に関する活動件数が減少したものとと思われます。

一方、市民後見人・後見支援員の活動件数は、令和2年度の166件から185件と増加しているものの、成年後見支援センター職員と後見支援員の活動の比率でいいますと、まだ、同センター職員が直接対応することの方が多い状況です。引き続き、市民後見人のスキルアップを図り、より一層活動の範囲を広げられるような体制整備を進めていければと考えております。

続いて「(3)支援対象者の状況」ですが、これは各年度末において成年後見支援センターが継続的に相談を受けていて、申立て等の支援が必要な方、関わっている方の人数となります。令和3年度末時点が8名と、過去3年の実績からも同時におおよそ10名前後の方の支援をしている状況です。

資料1の1ページの説明は以上になります。

続きまして、2ページからは1ページでご説明した令和3年度の数字の内訳になり、主なところのみ説明させていただきます

「1. 相談等の状況」「(1)相談件数」ですが、相談者別の内訳は記載のとおり①から⑬の項目に分けて計上しております。一番多かった項目が②親族175件、次いで⑩弁護士・司法書士・社会福祉士等専門職142件、⑩医療機関124件となっております。

中段の（参考）月別件数ですが、これは毎月ごとの相談件数の推移です。月によって件数のバラつきがございますが、支援するケースによってはスムーズに申立てにつながる場合もある一方、複合的な問題を抱えたケースなど、色々な関係機関と頻回にやりとりが必要な場合もあることからこのような状況となっております。

「(2)相談内容（新規のみ）」ですが、どのような相談内容が多かったかといいますと、やはり①法定後見に関する相談が116件と一番多い状況です。

また、最近では②任意後見に係る相談も増えているところです。任意後見については、市にも問い合わせが増えてきていると感じております。任意後見そのものというよりも、身寄りがなく、自分が認知症などにより判断能力がなくなってしまうたらどうしたらよいのか、といっ

た将来の不安から相談されるケースが多く、同様の相談は今後も増えてくるのではないかと考えております。

続きまして、3ページ「2.支援等の状況」「(2)活動状況」ですが、法人受任している案件に対する活動状況の内訳となります。

上段の成年後見支援センター職員の活動で一番多いのは、②財産管理200件、続いて③各種契約、手続等となっております。先程ご説明しましたとおり、③各種契約、手続等については例年200件を超えておりましたが、令和3年度は132件と減少しております。

下段の市民後見人・後見支援員の活動では、⑥定期訪問・支援が175件と、定期的に被後見人等のところに訪れて本人の状況を確認したり、一定の金銭を渡すなどの活動が中心となっております。

続きまして、4ページ「3.その他の活動状況」ですが、こちらは成年後見支援センターが実施する市民への成年後見制度の普及啓発活動や、市民後見人候補者への研修等の活動状況です。

「(1)成年後見制度普及啓発」につきましては、年に1回市民向けに講演会を実施しており、令和3年度は11月21日に作家の渡辺哲雄氏に講演を依頼し、アニメのサザエさん一家を例にストーリー仕立てで、悪徳業者に騙された際のクーリングオフ制度など身近な話題を盛り込みながら、成年後見制度について解説をいただきました。138名の方にご参加いただきました。

「(2)市民後見人フォローアップ研修」につきましては、毎年、年2回の研修を実施しております。1回目は6月23日に実施、34名が参加しております。北海道総合福祉研究センターの五十嵐理事長に講師を依頼し、判断能力が低下した方、また、医療機関や福祉関係機関との円滑なコミュニケーション方法・対応方法について講義をいただきました。

続いて2回目は12月23日に実施し、30名が参加しております。成年後見支援センターから法人後見支援員の活動について講義したほか、東京大学の佐々木先生から意思決定支援を踏まえた後見事務について、また、東先生から中核機関設置後の成年後見制度のあり方について講義をいただきました。毎年開催するこの研修を通して、市民後見人としてのスキルアップを図っております。

成年後見支援センター運営状況の説明は以上です。

○林会長

それでは、ただいまの説明について質疑ありませんか。

○大桃委員

資料2ページの相談内容で、任意後見に関する相談が増えてきているということですが、今後もきっと増えていくと思います。その対応としては、今は受任可能な団体や個人を紹介しているところかと思いますが、これに関して、市民の方から江別市社会福祉協議会に受任してほしいという希望や期待のようなものを、相談対応の中で感じることはありますか。

○平塚相談支援員

過去に1件、受任を依頼されたことはありましたが、その1件程度かと思えます。

○大桃委員

わかりました。ありがとうございます。

○林会長

他に質疑のある委員はいますか。

(質疑なし)

○林会長

次に報告事項イ「令和3年度後見実施機関の受任状況について」成年後見支援センターから説明願います。

○堀込主任相談支援員

5ページ「後見実施機関の受任状況」についてご報告させていただきます。

令和3年度は、計8回の受任調整会議を開催しており、その中で10件の案件についてご協議いただき、調整結果は法人後見8件、市民後見人の個人受任2件という内訳です。

また、類型内訳については、後見4件、保佐4件、補助1件です。この中で1件だけ申立てに至らなかったケースがありましたが、司法書士の先生と成年後見支援センター職員で本人を訪問した際に、申立てはしないという強い拒否があったことによるものです。

続きまして6ページ、法人後見の内訳です。受任件数は令和3年度は6件で、令和3年度末の受任件数の内訳は、後見6件、保佐11件、補助3件の計20件の受任をしているところです。

続きまして7ページ、市民後見人個人受任の内訳です。令和3年度は2件受任し、令和3年度末の受任件数の内訳は後見が3件、保佐が1件の計4件の受任をしているところです。

報告事項は以上です。

○林会長

それでは、ただいまの説明について質疑ありませんか。

○森田委員

資料2の受任調整会議の実施状況で、申立て前に制度利用を拒否し、申立てまで至らなかったケースについて、このようなケースの場合はその後のフォローはどのような形で行われているのでしょうか。

また、市民後見人の個人受任が円滑に行われていて現在4件受任とのことですが、個人受任をしている市民後見人の実人数は何人でしょうか。

○堀込主任相談支援員

まず、拒否された方のその後のフォローですが、この方は住宅型有料老人ホームに入所されている方で、ご本人曰く、生活については施設の方が面倒を見てくれるから大丈夫、また、収入等の財産管理等については、そもそも収入が少なく誰かに見てもらうほどではないというご本人の強い意向があり、拒否、申立てに至らなかったということになりましたので、その後のフォローについては、施設の方にご協力をいただいているという状況です。

また、市民後見人個人受任については、市民後見人候補者の登録者40名中、現在4名の市民後見人に協力いただいているところです。

○森田委員

ありがとうございます。4名の市民後見人が個人受任というのはすごいですね。4名のうち、法人後見からのリレーではなく最初から個人受任をされた件数と、平成27年と令和2年の市民後見人養成講座で養成したそれぞれの人数、それから現在、継続して市民後見人として登録されている人数、また、その中で現在まだ後見支援員としても活動されていないそれぞれの人数とその理由もわかれば、わかる範囲で結構ですので教えていただきたい。

○堀込主任相談支援員

まず、4名のうち直接個人受任された方は2名、残り2名がリレーです。

また、2回の養成講座で養成した市民後見人候補者は合わせて47名で、現在は40名です。

現在は、個人受任と後見支援員合わせて23名の方々にご活躍いただき、17名の方が活動されていないという状況です。ただ、過去は後見支援員をされていて、今はされていないという方

も含めての17名ですので、ご理解をいただければと思います。

法人後見の後見支援員にしても、市民後見人の個人受任にしても、案件と後見支援員の希望を調整した中で推薦させていただいておりますので、現在活動されていない方においても、今後同様にご紹介していきたいと思っております。

○森田委員

はい。結構です。

○小泉委員

江別市社会福祉協議会の法人後見の受任件数のキャパはどの程度お持ちでしょうか。想定などあれば教えていただきたい。

○堀込主任相談支援員

現在は20件ほど受任しておりますが、今年度から中核機関として成年後見支援センターの職員を1名増員したことから、若干は増やせるかなというところであります。

ただ、年間10件前後で推移しており、この範囲でしたら何とか大丈夫かなと思っておりますが、この倍というような状況になると厳しいとは考えております。

○小泉委員

私は札幌市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の権利擁護審査委員会の委員をやっていますが、札幌市はその半分以下の法人後見しか受任していないけれどもキャパが大変との話があったので、江別市では多く受けられていてすごいなと思ったのでお聞きした次第です。

○市川主任書記官（オブザーバー）

現在、法人後見を20件受任し、後見支援員等されていない方が17名程いるというところで、江別市社会福祉協議会のキャパの問題もあると思いますが、実際にまだ余力があるものなのか、どの程度まで増やせそうなのかというところをお伺いしたい。

○平塚相談支援員

後見支援員の数としては何人か余力はありますが、実情として、今までほぼ職員1名で成年後見に係る実務をしており、職員の数が足りていませんでした。今年度からは1名増員されているので、おそらく30名から40名程度は受任できるのではないかと考えています。

○市川主任書記官（オブザーバー）

中核機関が設置されたことで、成年後見支援センターと江別市社会福祉協議会それぞれ専任の職員数及び兼務も含め何人体制なのか確認させていただきたい。

○堀込主任相談支援員

今年度、成年後見支援センターが中核機関と位置付けられ1名増員となり、センター長と次長をはじめ、実務者3名となりました。ただ、実務者のうち1名が日常生活自立支援事業も兼務する組織体制となっております。江別市社会福祉協議会として全体プロパーでは14名です。

○林会長

他に質疑のある委員はいますか。

(質疑なし)

○林会長

それでは、次に報告事項ウ「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営方針について」事務局から説明願います。

○高松高齢福祉係長

資料3「江別市成年制度利用促進に係る中核機関の運営方針について」ご説明をさせていただきます。

こちらは、令和4年3月に開催いたしました令和3年度第5回後見実施機関運営協議会において、改正案をお示しさせていただいたものとなります。その際に、11ページの「4.その他中核機関の運営に関して必要な事項」の「(4)事故等の防止及び事故等発生時の対応」において、改正案では、網掛けしております「中核機関は」という主語が無かったのですが、主語を明確にしたほうが良いとのご意見をいただきましたことから、「中核機関は」という文言を追加しましたのでご報告いたします。その他の部分については、変更はございません。

運営方針についての説明は以上です。

○林会長

前回の修正を反映したということですが、よろしいですか。
(質疑なし)

○林会長

それでは、次に報告事項エ「江別市成年後見支援センター事業実施要綱の改正について」成年後見支援センターから説明願います。

○堀込主任相談支援員

資料12ページ「江別市成年後見支援センター事業の実施要綱」についてご説明させていただきます。

令和4年度より、成年後見支援センターの運営についても、中核機関としてさらなる制度の利用促進を図ることとしております。これに伴い、江別市から示された中核機関の運営方針に基づき旧要綱を廃止し、令和4年4月1日施行日として本要綱を制定したところです。

主な改正点は、第4条（事業内容）で、旧要綱から文言の変更等ありましたけれども、基本的には市の運営方針に基づき合わせた内容に変更したものです。大きな変更はここだけです。説明は以上です。

○林会長

それでは、ただいまの説明について質疑ありませんか。

○森田委員

14ページの補足に「別に会長が定める」とありますが、この会長というのは江別市社会福祉協議会の会長のことですか。それとも成年後見支援センター長でしょうか。

○堀込主任相談支援員

通常のものにつきましては成年後見支援センター長が権限を持っておりますが、ここでは江別市社会福祉協議会の会長ということです。

○森田委員

わかりました。

○林会長

続きまして、報告事項オ「江別市成年後見支援センター受任調整会議設置要綱の改正について」成年後見支援センターから説明願います。

○高松高齢福祉係長

「江別市成年後見支援センター受任調整会議設置要綱」についてですが、受任調整会議の事務局であります成年後見支援センターからの説明の前に、市から説明させていただきます。

受任調整会議の見直しについては、令和3年12月に開催の第3回後見実施機関運営協議会で委員の皆様と協議いただきました。その後、協議いただいた内容を基に成年後見支援センター及び市にて協議し改正案を作成し、その改正案について、令和4年2月に委員の皆様とメールにてご意見をお伺いしたところです。

受任調整会議については成年後見支援センターが事務局であり、要綱改正についても同センターが行うものとなりますが、今回は中核機関や協議会の設置など、市全体の組織に係る要綱の制定について協議いただく中で、受任調整会議設置要綱の改正についても市から委員の皆様にご意見をお伺いしたものといたします。

同センターへは、今回の要綱改正にあたり、改正の参考とするよういただいたご意見及び市の改正案について事前に提供しており、それらを踏まえて改正した要綱を本日ご報告させていただきます。ただ本来であれば、その前に委員の皆様といただいたご意見等を集約したものをお示しすべきところ、事後になってしまい大変申し訳ございませんが、本日この場で説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご意見等ございましたら説明の後にお願いたします。

それでは資料5-2について、まず、第1条設置の（趣旨）に2件のご意見をいただきました。市としては、表の右にあります市の改正案に記載しておりますが、現行の表現では意見②のとおり成年後見支援センターが江別市社会福祉協議会の一事業として捉えられる可能性があることから「社会福祉法人江別市社会福祉協議会（以下「本会」という）が運営する」を削除することを提案しております。

次に第2条（目的）について、後見支援員は社会福祉協議会の法人後見のスタッフであり、受任調整会議の目的には入らないことから、「後見支援員」については削除すべきという内容の意見が2件ありました。また、この他、わかりやすく簡潔にといったご意見もありましたので、改正案として「後見支援員」を削除し、わかりやすく、受任調整会議の目的である「成年後見人等の推薦」を加えることを提案しております。

次に第3条（所掌事項）に「意見書等の作成」を追加すべきとの意見をいただきました。

追加の理由は、「適切な協議ないし検討が行われていることの担保」、「事例検索に対応させるための作成・保管」、「候補者の調整・選定については、地域連携ネットワークないしチームの支援に反映させるため」ということです。受任調整会議の内容は、意見書という形ではありませんが、成年後見支援センターの議事録にて記録されていることや様式の一つである「意見書」だけを要綱に明記するのか、また、作成の目的にもよりますが、要綱に明記がなくとも必要に応じて当然に作成されるものと考えますことから、現行のままと提案しております。

続いて、第4条（組織）は、ご意見のとおり「本会会長」から「センター長」への改正を提案しております。

続いて第6条（会議）ですが、事務局から以前の運営協議会で、今後は必要に応じてケアマネ等の支援関係者にも受任調整会議に参加してもらいたい旨ご説明したところですが、要綱上は現行のままでもケアマネ等支援関係者の出席は可能であり、また、限定的な表現よりも現行の表現の方が広く対応が可能なことから、現行のままと提案しております。

最後に第10条（その他）ですが、受任会議の設置及び運営に関することは、中核機関の根幹に期することであり、協議会の意見も反映させたほうがよいという理由から、「センター長（ないし市長）が協議会に諮って定める。」とのご意見をいただきました。ご意見のとおり、中核機関の事業である「受任者調整」について利用促進協議会で協議いただき、意見を反映することはもちろんありますが、事務局や組織が違う受任調整会議の要綱に明記することは適していな

いと考えることから、「委員長が受任会議に諮って」という改正案を提案しております。
市からの説明は以上になります。

○堀込主任相談支援員

続きまして、ただいま高松係長から説明がありましたとおり、運営協議会での審議において受任調整会議の所掌事項や組織体制についてご意見をいただきましたので、ご意見を踏まえ成年後見支援センターでも協議し、これまで江別市社会福祉協議会の法人後見のみを受任調整の対象としていたところから、専門職、市民後見人等広く成年後見人候補者の受任調整を行うということに変更するという事など、受任調整会議に諮る案件について大きく拡大したところでもあります。このことから、16ページの第3条（所掌事項）を旧要綱の「(2)法人後見受任の適否」から「(2)親族を除く第三者後見人の受任の適否」へと改正いたしました。

また、組織体制について委員を5名から7名へと2名増員しておりますが、第4条第2項「(2)福祉関係者」として増員しておりますので、この点について要綱改正はしておりません。

なお、委員構成につきましては18ページ別紙1のとおりで、このたび江別市介護支援専門員連絡会様とえべつ障がい者しごと相談室すてら様にご協力いただき、介護支援専門員1名と障がい者の相談員1名をそれぞれご推薦いただき、先般委嘱状を交付したところです。

説明は以上です。

○林会長

それでは、ただいまの説明について質疑ありませんか。

○森田委員

この設置要綱は、第3回運営協議会において検討されてきたところですが、その際にも受任調整会議の透明性について、基準を設けてしっかりとした手順を示すことが必要との認識を持つことだと言われていました。

そこで、事務局においても別紙のとおり色々検討されて今回の要綱改正ということになったわけですが、この受任調整会議の内容等については、その後の家庭裁判所の選任の審判にも影響を及ぼすこと、また、これからは「成年後見人等への相談・助言に関する事」も所掌していくということから、今後、家庭裁判所と情報共有することも含めて本日参加いただいている家庭裁判所との意見交換をもっと行い、再度、この協議会において検討してはどうかと思います。

私としては、今後、支援対象者の状況や必要な支援内容等について、支援チームないし家庭裁判所へ情報を提供し、共有されることにもなるので、「意見書については明記せずとも必要に応じて作成されるもの」とただいま事務局から説明がありましたが、先に話したとおり、透明性や基準など明確にしていく必要があるのではないか、また、個人情報の管理や情報開示ないし家庭裁判所においては、記録の開示等の規制とも合わせて今後検討する必要があるのではないかと思います。

もし可能であれば、本日オブザーバー参加している家庭裁判所からも、受任調整会議についてご意見等があれば伺いたい。

○林会長

それでは家庭裁判所から何かありましたらお願いします。

○市川主任書記官（オブザーバー）

受任調整会議の関係で確認したいこともあるので、森田委員の話も含めてご質問等させていただきます。

受任調整会議において、今後は法人後見の受任の適否だけでなく、「弁護士が相当」・「市民後見人が相当」といった調整になるかと思いますが、その場合に、どういうところを検討し

て、どういう理由によって「誰々が相当」という結果になったのか、その検討内容が家庭裁判所が誰を選任するかにあたっての重要な情報になります。文書のタイトルはともかく、申立ての際に「意見書」のようなものを書面で付けていただくと、その後の家庭裁判所での進行・判断がスムーズかと思っており、実際、意見書を付けていただいている自治体もいくつかございます。

江別市として今後、受任調整会議の結果の家庭裁判所への情報提供をどのように考えていらっしゃるのかということをご聞きしたいと思っております。

○林会長

これについてはいかがでしょうか。

○堀込主任相談支援員

おっしゃるとおり、家庭裁判所での後見人等の選任にあたって、こういった経緯で受任調整会議でその方を推薦したかというのは非常に重要な情報かと思えます。申立ての段階において、意見書というものでないにしても、申立書に記載することも可能かと思えますし、そこで足りなければ、当然別紙という形で意見を書かせていただくことになるかと思えますので、その点については今後も情報提供させていただきたいと思っております。

○林会長

整理しますと、第3回運営協議会で透明性の確保と何を根拠にしているかというところをきちんと明らかにし、共有しましょうという意見が委員から出ていました。

問題は「意見書等」を要綱に記載するかしないかの話であって、私の常識的な判断からすると、受任調整会議の議事録があり、それに基づいて家庭裁判所に必要に応じて意見書なのか、何らかの形で説明資料が提供されているのかと思えますがいかがでしょうか。

○中川成年後見支援センター長

ただいまの意見書の話ですが、それにつきましては市で整理したとおり、必要であれば作成しますし、ただいま主任書記官のご質問にもお答えしたとおり、意見書的なものは十分書かせていただきたいと思いますと思っております。

それと、成年後見支援センターが事務局を持つ受任調整会議について、成年後見支援センターとしては専門職に委員を委嘱し、きちんと協議いただいておりますし、透明性もありますし、公正に協議をしていると認識しています。改めてどういう基準と言われましても様々なケースがありますので一律の基準というものはございませんが、資料に基づいて協議した結果をもって申立てていると思っております。

この資料を見ますと「適切な協議ないし検討が行われていることの担保」、「事例検索に対応させるための意見書」とありますが、意見書について触れなくとも十分にできていると思えますし、今まで受任調整会議で決定してきたことについては事務局としても整理しておりますので、あえて意見書というものを要綱に記載する必要性は感じていないというところです。

○森田委員

今、成年後見支援センター長からお話がありましたが、内部的な意見交換について内部で共有されているのは良いかと思えます。ただ、今後、家庭裁判所に情報提供するなり、何らかの形で外に出すということになれば、やはりそれなりの書面が必要であり、家庭裁判所若しくはそれを審査する裁判官がきちんとその情報に基づいて選任の判断をすることになるかと思えますので、内部での透明性ということではなく、外部に対してもやはりきちんとした透明性と手順は図られるべきと感じています。

○林会長

問題は、家庭裁判所へ提出するときはきちんとした様式があり、成年後見支援センターではそれを提出しますと言っています。それはそれでいいですね。それから、内部的には議事録として、きちんとした家庭裁判所に提供するものの根拠となるものを整備しているということでもいいですね。

今は、それをあえて第3条所掌事項に「意見書等」と記載するかどうかという議論です。実質的には、成年後見支援センターとしてはきちんと整備していますという認識がありますよね。それに対して私は実際に実務を見ているわけではないので、そうですねというしかないので、あえてこの要綱に「意見書」と入れる意味は何なのかという話です。

つまり、今の成年後見支援センター長の話の聞くと、家庭裁判所へは然るべきものを提出しますと言っていますが、家庭裁判所で様式は定められているのでしょうか。

○市川主任書記官（オブザーバー）

今の話ですが、要綱に記載するというのと家庭裁判所に提出するというのを整理しなければいけないかと思いますが、こちらの認識としては、例えば江別市長申立の場合に申立書の中の一部に受任調整会議の結果が書いてあるよりも、成年後見支援センター長名できちんと別書面で提出されるというのが本来かなという認識です。というのも、申立書の一部となっていますと、フィルターのかかったものだけが乗ってきているのではないかと思われると思います。

ですので、他の市町村から提出されるものというのは、きちんと受任調整会議が作成した、それがセンター長名なのかは別として、あくまで申立人とは別の人が作成する意見書として提出されています。家庭裁判所としては、きちんと第三者である受任調整会議の文書が提出されているという認識なので、申立書の中に少し触れている程度であったり、受任調整会議でこういう内容でしたのと言われても、そこが実際のところわからないということが森田委員のおっしゃる透明性という意味かと思います。

要綱に記載するかしないかはこちらで言うことではないですが、必要があれば意見書を作成するという説明がありましたが、必要があればというより家庭裁判所への申立てにつながるのであれば、それは全件作成なのではないかと思っています。家庭裁判所サイド的にはそういう認識でしたので、申立書の中で触れているとか別紙で記載していますというのは、家庭裁判所がイメージしている意見書とは違うということです。

○林会長

その辺は家庭裁判所との認識にずれがあり、今までそれでよかった部分と、今後はやはり、家庭裁判所としては別紙で正式な受任調整会議での検討結果のようなものが必要だというのであれば、それはそれで対応しなければならないと思いますが、成年後見支援センター長としてはいかがでしょうか。

ただ、要綱に入れるか入れないかは別問題です。

○高松高齢福祉係長

今のご説明では、意見書は必要に応じてではなく必ず提出されるものとのことですが、現在、申立書類として決められた様式がありますが、それ以外にも意見書は必ず提出が必要なものとして、家庭裁判所が正式にお示しされるということでしょうか。

他市町村からは意見書が提出されているとのことですが、必ず提出するものという認識がこちらにはありませんでしたし、今まで私たちは市長申立の際には決まった様式で申立てていて、必要に応じてお伝えした方が良くと思われる情報は別紙で提出してきましたが、今後は、受任調整会議の結果は必ず別の書面で家庭裁判所にお示しすべきものと受け止めた方がよろしいのでしょうか。

○市川主任書記官（オブザーバー）

意見書に関しましては、確かにこちらが命令できるものではありませんのでお願いベースではありますが、ただ、例えば「弁護士が相当」と突然候補者が申立書に記載されていても、家庭裁判所としては、それが受任調整会議でどのような検討をしてこの候補者が相当と思ったのかわからないので、検討の経過を提出していただけないかというものです。申立書の必須書類ということではないです。

もし今まで提出しなくていいという認識で提出していなかったのであれば、作成いただけるのであれば提出いただきたいというところなんです。ですので、今まではこちらとしては受任調整会議の内容を全く聞いていませんでしたので、今回初めてわかった部分もありますし、受任調整会議で意見書等を作成して提出できるという状況であれば、家庭裁判所での検討材料になりますのでご検討いただきたいということになります。

○林会長

今の家庭裁判所の説明からすると、要綱に記載しなくともいい話であり、あくまでも今後どうするかということは中核機関である成年後見支援センターと家庭裁判所で調整しながら決めていただければ良いと思う。

この要綱に記載するかしないかは大した問題ではなく、今後スムーズに申立てができるかどうか、家庭裁判所との関係で、確かに必須の書類ではないけれども、あればありがたいということなので、その辺のところは調整していただければと思うが他の委員はどうですか。

○菅委員

私たち社会福祉士会も受任調整会議をしています。多分、家庭裁判所が必要だと思う書類と必ず提出しなければいけない書類とが、今の話では違っていたのだと受け止めておまして、江別市が今まで提出していたものは、必ず提出しなければいけないものという受け止めです。

そして今、初めて家庭裁判所としてはこういう書類も提出して欲しかったというお願いベースでのお話というところですよ。

ですので、その話に関しては、今ここで議論しても多分結論はでないの、成年後見支援センターと家庭裁判所で協議して、その書類が必要かどうかというのを確認していただくことになるのではないかと思います。

○四條健康福祉部次長

本日、家庭裁判所にオブザーバーとして参加いただき、多分共通の認識が初めて持てたのかなと感じております。今まで、市長申立などの場合において、必要な書類はこれというものがあり、それに付いていると良い書類として意見書等という決定過程の明らかになるものがあると家庭裁判所の手続きもスムーズにいきますという内容が先程いただいたお話かと思っております。

そうなりますと、要綱うんぬんの話は会長がおっしゃるとおり、ここに意見書等の作成を記載するかしないかということよりも、今後の手続き論で、市長申立をする場合には、ここで改正された受任調整会議においてどのような議論があって、結果としてどなたにお願いするのが適当であるという意見があったということを確認できるものの添付が求められたということ、こちらは本日の会議の中で受け止めさせていただきたいと思っております。

確かに、そのとおりだろうとは思いますが、会議録になるのか意見書という形になるのか、我々もどういったものを作成すればいいのかということまで、今深くイメージできているものではありませんので、その辺りはまた今後、成年後見支援センターと市と家庭裁判所とで、新たな事例が発生した場合に調整を図らせていただくということではいかかと思っております。

○林会長

今、次長から話があったが他の委員の方いかがですか。よろしいでしょうか。
(意見なし)

○林会長

それでは、今後書類については話を詰めてもらい、要綱はこのままということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○林会長

それでは、続きまして報告事項「江別市成年後見制度地域連携ネットワーク協議会設置要綱の制定について」成年後見支援センターから説明願います。

○堀込主任相談支援員

資料19ページ「江別市成年後見制度地域連携ネットワーク協議会設置要綱」についてご説明いたします。

この根拠につきましては法律、福祉、医療等の専門職の方々、そして関係団体との連携を構築し、制度が必要な方に適切な支援を届けるための地域連携の仕組作りのひとつということで要綱を制定したところです。事業を本格的に進めるにあたりましては、関係機関の皆様と日頃から情報交換ができる関係性を作ること、また、円滑に支援につなげていくための協力体制を作ることが不可欠であると考えております。

このようなことから、当センターから制度の周知が不足している、また、まだネットワークができていないという思いがあるところの分野に今回ご参加をいただいたという考え方です。委員は21ページに記載のとおり、法律関係者からその他センター長が必要と認めるものという区分においてそれぞれ構成しております。

なお、明後日7月21日に今年度の1回目の会議を開催予定で、現在18名の委員に参加のお返事をいただいております。当日の内容は、委員の皆様から先程ご説明した趣旨に基づきまして、自己紹介がてら、日常業務や業務と成年後見制度の関わりなどについてお話をさせていただきたいと考えております。また、あわせて令和3年度の当センターの事業報告をする予定です。

要綱につきましては、第1条から第9条まで簡単な構成ではございますが、顔の見える関係作りというところが一番の趣旨と考えております。

説明は以上でございます。

○林会長

それでは、ただいまの説明について質疑ありませんか。

○菅委員

委員構成の中に社会福祉士が入っていますが、実は社会福祉士の業務は多岐に渡りまして、色々なところで勤務をしております。その中で、北海道社会福祉士会の成年後見における役割として、社会福祉士会の中でも研修を受け、毎年講習を受けている会員でなければ加入できない「ぱあとなあ」という組織があり、なおかつその組織は、何か問題が起きた時のために日本社会福祉士会が保険もかけています。江別市でも「ぱあとなあ」の会員がかなりの人数を受任しています。地域包括支援センターや病院にも確かに社会福祉士はいると思いますが、そういった状況の中、社会福祉士会の「ぱあとなあ」としては、このネットワークにぜひ参加させていただきたいと考えている次第であります。

○中川成年後見支援センター長

ただいまのご意見ですけれども、当センターでメンバー構成を検討する際に、先程説明させていただいたとおり、日頃お付き合いのないような方も是非こういったネットワークに入っただき、連携をとっていきたいというところから発想がありました。ですので、何かにつけていつもご相談させていただいている社会福祉士会には、今回依頼した関係機関の中にも社会福祉士が多く所属されていたり、また、受任調整会議の委員にも社会福祉士会にご協力いただいたりといった経過があったものですから、色々な組織に入っただくのもご迷惑ではないかということで含めなかった経緯があります。ただいまご意見を伺い、社会福祉士と言ってもそれぞれの役割があるということですので、21日の会議には間に合わないですけれども、今後追加するよう検討してまいりたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○菅委員

ありがとうございます。

○森田委員

ネットワークの設置については、国の第二期利用促進基本計画にも盛り込まれており、積極的に江別市でこういった協議会を設けられたことは素晴らしいと思います。

この協議会は、これまで開催した「暮らしと成年後見を考える研修会」に代わるものとしての位置付けなのか、また、この協議会に本協議会の委員も参考にオブザーバー参加してもよろしいか伺いたい。

○高松高齢福祉係長

1点目の「暮らしと成年後見を考える研修会」については、平成30年度から3回開催しましたが、この研修会は関係機関が集まり、研修という形で顔合わせをし、地域連携ネットワークを構築する足掛かりとすることを目的としたものです。この度、成年後見支援センターでこのような協議会を立ち上げたところですので、今後はこの協議会を活用して参りたいと考えており、研修会自体は終了ということになります。

今後は、地域連携ネットワーク協議会を活用しながら、事例検討などの研修会を通じて関係機関と連携を構築していくというような形になるかと思っております。

○林会長

協議会のメンバーが参加することについてはいかがでしょうか。

○中川成年後見支援センター長

森田委員から利用促進協議会の委員が参加できないかというお話ですが、基本的には、このネットワーク協議会は市から委託されている成年後見支援センターが中核機関の業務を担う中で地域連携ネットワークを構築するために設置しようとしたもので、市内の関係機関との連携を深め、必要な時に速やかな協議・対応ができることを目指して開催しようとするものです。

この利用促進協議会においては、我々成年後見支援センターの活動や実績を報告する中で、外部から客観的に評価をしていただき、あるいはご意見を伺う組織と私どもは認識しておりますので、利用促進協議会の委員の参加については特に考えておりませんし、委員構成の中にも利用促進協議会の委員は含めていないということになります。

先程の説明のとおり、21日に1回目の会議を予定しておりますが、その中では参加した委員の皆様のそれぞれの立場から具体的なお話を聞きながら、今後より良い地域連携ができるように努めたいと思っていますところですので。

○森田委員

オブザーバーとしても参加できないでしょうか。

○中川成年後見支援センター長

オブザーバーですとか傍聴ですとか、今のところ考えておりません。

○林会長

他に委員の方でこのネットワーク協議会について何かございますか。
(質疑なし)

○林会長

私からですが、「地域連携ネットワーク協議会」というのは非常にイメージが曖昧なものです。江別市の基本計画26・27ページには、チームの支援なども含めて記載しています。例えば地域包括支援センターでは、地域ケア会議のような大きなケア会議と、個別の支援をするケア会議がありますよね。

この地域連携ネットワーク協議会は、今、成年後見支援センターが先駆的に取り組もうとしていて、まだ先が見えないと思いますが、どういうネットワーク協議会としてこれから機能していくかということは、ぜひこの1年で詰めていってほしいと思います。

今のところ協議会の機能は、連携や調整、広報となっていますが、行く行くはこの基本計画によるとチーム支援のような、もう少し突っ込んでいくような、そういった協議会の機能を持ちましようとなっているので、それを含めてこの1年かけて検討していただければと思います。

とりあえずは進めながら検討していくしかないと思いますけれども、地域連携の協議会というのは、市基本計画の策定においてもそうでしたが非常に曖昧なところがあって、地域にある他の様々なネットワークを活用する手法もあります。

ただ、まだそういった困難事例に対する支援チームの体制が整っていないのでイメージが湧かないと思いますが、行く行くは困難ケースに対してどう支援していくかとかという話になるので、それも含めて協議会の在り方をご検討いただければと思っています。

○中川成年後見支援センター長

ただいま会長からお話があったとおり、私たちも市基本計画の中ではこのネットワークについて理解はしているつもりですが、実際にこういったメンバーを集めて、どこまで協議を進めていくかというところはまだまだ未知数な部分がありますので、まずは市内に関係する団体や機関の皆様が集まっていたいき、お互いに顔の見える関係、何かあったときにはすぐ相談できる関係を築き、その中で何か議題がでてきて、それについてみんなで協議し、スムーズな処理ができるような体制にしていきたいと思っています。

今後1年間進めていく中で、委員の皆様の意見もあると思いますので、せっかく立ち上げた協議会ですので、その意見を聞きながら出来るだけ皆さんの期待に応えられるよう努力していきたいと思っています。

○林会長

他にご意見のある委員はいらっしゃいますか。なければ次に移ってよろしいでしょうか。
(質疑なし)

○林会長

報告事項は以上になります。次は協議事項ア「令和4年度中核機関(江別市成年後見支援センター)運営業務等事業計画書(案)について」成年後見支援センターから説明をお願いします。

○挽地成年後見支援センター次長

資料22ページからご説明します。

「中核機関(江別市成年後見支援センター)運営業務」について、業務に対する基本的な考えですが、江別市社会福祉協議会では平成29年から江別市成年後見支援センターの運営を江別市

から受託し、成年後見制度に関する相談支援業務を行っております。また、市民後見人を養成し、後見業務にも取り組んでおります。令和4年度からは、江別市が設置する中核機関として専門職団体、関係機関等との連携を図りながら、これまで後見実施機関が担ってきた機能を拡充し、利用促進に向けて効果的に事業を展開していこうとするものです。

「2.実施内容」の(1)については、相談対応や申立書及び手続書類の作成に関する助言などの利用支援を行います。また、各種相談支援機関及び専門職等との密接な連携及び情報共有を図ります。

(2)については、市長申立において市と連携し、円滑な申立てができるよう支援を行います。

(3)については、市民後見人が公正かつ適正な活動ができるよう定期的な面談や随時相談支援を行います。個人受任後は、必要なフォローを行うとともに4カ月毎に市民後見人の業務内容の確認を行うなど適切な管理を行います。

資料23ページ(4)については、市民後見人として登録を希望する者について、名簿を作成管理し、登録の継続について意向確認を行います。

(5)については、受任候補者が決定していない場合に受任調整を行うための受任調整会議を運営します。

(6)については、受任調整会議の結果を受け、家庭裁判所に対し候補者の推薦を行うとともに、より適切な方が選任されるよう支援対象者の情報を家庭裁判所に提供いたします。

(7)については、被後見人や後見人を支援する身近な支援チーム結成の支援、調整等を行います。また、不適切な後見事務が確認された場合には、家庭裁判所等と連携し、迅速に対応いたします。

(8)については、地域連携ネットワーク協議会の開催等を通じて、関係機関や専門職、関係者、家庭裁判所と連携する地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

(9)については、家庭裁判所との密接な連携体制及び信頼関係の構築に取り組みます。

(10)については、当法人が後見人として選任された場合、市民後見人候補者に事務の一部を執行させ、円滑な後見業務を行います。

(11)については、日常生活自立支援事業との連携を図り、成年後見制度への移行の必要性が生じた場合に切れ目なく支援を行います。

(12)については、その他必要な事業を行います。

資料24ページ「3.スケジュール」については、資料27ページに年間スケジュールがありますので、後ほどご参照願います。

「4.実施体制」については、主任相談支援員1名、相談支援員2名の計3名体制で業務を遂行いたします。いずれも社会福祉士の資格を有しております。

資料25ページ「市民後見人フォローアップ研修開催運営業務」については、新たな後見業務の担い手として、支援対象者の身近な存在として寄り添い、きめ細かい対応が期待できる市民後見人の存在が求められているところです。市民後見人候補者の資質向上及び、意欲の維持を図るため、フォローアップ研修を開催いたします。

「2.実施内容」(1)について、1回目は既に6月30日に実施しております。弁護士を講師にお迎えし、事例研究を行いました。参加者は23名でした。2回目は12月ごろを予定しており、外部の専門講師をお招きし、講義いただく予定です。

(2)については、市民後見人候補者登録の継続について意向確認を行います。

(3)については、資料のとおりです。

資料26ページ「成年後見制度普及啓発業務」「1.業務に対する基本的な考え方」については、成年後見制度は市民にとって身近な制度としての認知度はまだまだ低い状況にありますことから、当センターをはじめとする相談支援窓口等の認知度の向上を図るため、普及啓発業務を行うものです。

「2.実施内容」(1)として、当センター及び制度に係るチラシを作成し、出前講座や行事の際に配布いたします。また、当法人の広報紙やホームページを活用し、当センターの業務内容や支援事例等を紹介いたします。

- (2)講演会の開催については、10月29日に市民会館での開催で現在調整を進めております。
(3)については、各種団体からの依頼があれば、出前講座を実施いたします。
(4)については、資料のとおりです。
説明は以上です。

○林会長

ただ今の説明について、質疑ありませんか。

○森田委員

中核機関運営業務の相談対応及び利用支援において、メール相談を行うかどうかお伺いしたい。ご本人が江別市内に在住して相談者が遠方にいる場合や、今後地域連携ネットワーク構築を進めるうえで、各機関の担当者が相談したいにも関わらず時間的制約を受け、なかなか時間内に相談できないということも多々あると思います。そうした際に、メールでの相談を設けて実施していただきたいというところです。

市基本計画の基本施策の展開でも、相談機能の充実の中で「メール相談」と記載がありますし、第3回運営協議会資料の成年後見支援センターの具体的な取組例の中にも、メール相談等の実施と記載されていますので、この事業計画書に記載はありませんが、このメール相談についても検討しているかどうか再確認したいと思います。

それから普及啓発業務ですが、これはあくまでも個人的なことになってしまいましたが、現在私自身、江別市の生涯学習推進協議会の役員をしており、江別市社会福祉協議会もその理事として関わっていただいています。当推進協議会主催で9月4日に「ら・ら・らフェスティバル」というイベントが開催されますが、その中でPRブースというものを設けております。今回参加を募ったところ、江別市社会福祉協議会の参加がありませんでした。今年は、ふれあい福祉の広場も中止となっていますし、一般市民の方が参加されるイベントでPRの機会を設けたにもかかわらず参加してもらえなかったのは残念でした。

○林会長

今のご意見についてどうですか。

○堀込主任相談支援員

メール相談につきましては、今現在でもメールでの問い合わせや回答もしておりますので、今後ご希望の方には対応していきたいと思います。成年後見支援センターに関わる全部の書類等にメールアドレスが記載されているかどうか改めて確認しますが、そういったものには必ず記載し、浸透するよう検討したいと思っています。

○林会長

他に意見がありますか。

○市川主任書記官（オブザーバー）

23ページ「(7)成年後見人等の後見活動に対する相談支援」について、現在江別市在住の成年後見制度利用者の半分程度が親族後見人です。そのうえで、親族が後見人の場合は、市長申立ではないのが基本だと思いますので、どこまで江別市や地域の福祉機関が本人のことを把握しているかわからないですが、親族後見人が困ったときに、当然家庭裁判所にも相談がありますが、法的な関係や家庭裁判所に提出する書類の関係については家庭裁判所も専門ですけれども、専ら福祉関係の相談をされることがあり、その場合、家庭裁判所は福祉の専門家ではないものですから、回答が難しいところがあります。

その場合に、成年後見支援センターを相談先としてご案内してもよろしいでしょうか。

○堀込主任相談支援員

ぜひご紹介していただければと思っております。

確かに我々成年後見支援センターにおいては、成年後見制度のことは当然ですが、社会福祉関係、介護保険サービス等々の情報もございますので、また、それこそネットワークもありますのでご案内いただければと思います。

○林会長

他にございませんか。なければ事業計画については承認ということでよろしいでしょうか。
(異議なし)

○林会長

これで予定したものは終わりましたが、事務局から何かございますか。

○浦田介護保険課長

今日のご意見にありました受任調整につきましては、国の第二期基本計画の中にも、家庭裁判所が後見人を選任する際の考慮要素をできる限り共有すると書かれておりますので、その辺は整理しながら進めていきたいと思っております。

その他ですけれども、次回の協議会開催については、12月頃、中核機関の活動状況の報告を予定しております。

どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○林会長

他になければ、家庭裁判所の市川さん、笠木さんから感想などありましたらお願いします。

○市川主任書記官（オブザーバー）

本日はありがとうございました。

江別市は率直に言いまして、非常に進んでおります。本日は、色々申し上げましたが、他の市町村と比較するところではないのかもしれませんが、人口を考えますと非常に人材が豊富で、取組が進んでいるなというのが率直な感想です。

受任調整会議の意見書に関しましては、引き続き意見交換をして詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○笠木書記官（オブザーバー）

本日はありがとうございました。白熱した議論をしているというのが率直な感想です。

意見書についても、色々今後詰めていかなければいけないところかと思っております。

私は江別市の窓口になっておりますので、勉強しながら関わっていきたく思っておりますので、よろしく願いいたします。

○林会長

はい、ありがとうございました。

以上で、会議を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。